⑵　検査を行う場所　北海道、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県

⑶　受検申請書の提出期限及び提出先　受検申請書は、公益社団法人におい・かおり環境協会に対し、検査を行う期日までに提出すること。

3　その他

臭気判定士試験及び嗅覚検査の受験申請書等の入手方法、受験申請手続等に関する問い合わせは、公益社団法人におい・かおり環境協会に対して行うこと。

公　開　会

輸入植物検疫規程の一部改正に関する公聴会開催に関する公示

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第11条第２項において準用する同法第５条の２第２項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第１条第１項の規定に基づき、公示する。

平成26年６月10日

農林水産大臣　林　　芳正

記

1　日時　平成26年６月30日午後２時から

2　場所　東京都千代田区九段南２丁目１番５号　農林水産省三番町共用会議所

3　意見を聴こうとする事項　輸入植物検疫規程（昭和25年農林省告示第206号）第６条第２号の検疫の対象とならない木材こん包材に、所定の条件を満たした木材こん包材を加えることについて

4　議長　農林水産省消費・安全局植物防疫課長（同課長が出席できないときは同課検疫対策室長）

5　意見公述の手続　意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林水産大臣宛ての文書を平成26年６月25日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課（郵便番号100―8950東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）へ提出すること。

⑴　氏名及び住所

⑵　議題に対する意見の概要（意見及びその理由）

6　留意事項

⑴　議長は、公述申込者が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴けるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を公述する者の代表として公述人を選定することがある。

⑵　議長は、公聴会の進行上必要であると認めるときは、公述人の公述時間を制限することがある。

⑶　議長は、次に掲げる場合には、公述を中止させることがある。

イ　公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合

ロ　公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えた発言をした場合

ハ　公述人が公述書に記載された主旨と異なることを公述した場合

⑷　傍聴人が多数となり、全員が公述の場所に入場することが困難な場合には、議長が別に定める場所において、音声機器等により公聴会を傍聴させることがある。

⑸　議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがある。

⑹　議長は、⑴から⑸までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置をとることがある。

7　意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧場所

農林水産省消費・安全局植物防疫課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）

横浜植物防疫所（神奈川県横浜市中区北仲通５丁目57番地　横浜第２合同庁舎内）

名古屋植物防疫所（愛知県名古屋市港区入船２丁目３番地12号　名古屋港湾合同庁舎内）

神戸植物防疫所（兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号　神戸第２地方合同庁舎内）

門司植物防疫所（福岡県北九州市門司区西海岸１丁目３番10号　門司港湾合同庁舎内）

那覇植物防疫事務所（沖縄県那覇市港町２丁目11番１号　那覇港湾合同庁舎内）

東北農政局消費・安全部安全管理課（宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎内）

関東農政局消費・安全部安全管理課（埼玉県さいたま市中央区新都心２番１号　さいたま新都心合同庁舎２号館内）

北陸農政局消費・安全部安全管理課（石川県金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎内）

東海農政局消費・安全部安全管理課（愛知県名古屋市中区三の丸１丁目２番２号）

近畿農政局消費・安全部安全管理課（京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　京都農林水産総合庁舎内）

中国四国農政局消費・安全部安全管理課（岡山県岡山市北区下石井１丁目４番１号　岡山第２合同庁舎内）

九州農政局消費・安全部安全管理課（熊本県熊本市西区春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎内）

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十六年六月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　調査の種類　都市部官民境界基本調査

二　調査を実施する者の名称　国土交通省

三　調査地域

徳島県　徳島市

四　調査期間　平成二十六年及び平成二十七年

公　　告

諸　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

東京地方検察庁検察官

平成22年検第31102号麻薬及び向精神薬取締法違反等被告事件（平成22年庁外領第10178号）　1. お椀１個。2. 紙製さじ１個。3. 紙箱１箱。4. クリップ１個。5. 注射器等57本。6. 電子秤１台。7. 陶器１個。8. ノート１冊。9. はさみ１丁。10. バッグ１個。11. ビニール帯等２袋。12. 封筒16袋。13. 封筒片20片。14. プラスチックケース１個。15. メモ帳３冊。16. ライター１個。17. 輪ゴム１個

平成22年検第31102号麻薬及び向精神薬取締法違反等被告事件（平成26年領第480号）　1. 現金745,000円

平成22年検第13681号麻薬及び向精神薬取締法違反等被告事件（平成22年領第3423号）　1. 現金335,220円

平成18年検第35104・36209号・平成19年検第1498・3126・4385号覚せい剤取締法違反等被告事件（平成22年領第4549号）　1. ＪＲＡオッズカード４枚。2. アルバム等３冊。3. イオカード４枚。4. イヤリング２双。5. ウェストポーチ１個。6. 腕時計33個。7. オレンジカード３枚。8. カード等６枚。9. カード入れ等５個。10. 外国通貨（ＥＵ３ユーロ360セント、ＵＡＥ１ディルハム、イギリス９ポンド111ペンス、イタリア3,950リラ、インドネシア35,600ルピア、オランダ１グルデン55セント、ガーナ570センディス、カナダ５ドル142セント、韓国155,974ウォン、シンガポール１ドル67セント、スイス６フラン、タイ6,000バーツ、台湾32円、中国340元、フィリピン25センチモ21ピソ、フランス120フラン205サンティーム、米国263ドル2,592セント、ベルギー84フラン、香港17ドル350セント、マレーシア６ドル１リンギ438セン、メキシコ14ドル）。11. 鍵20個。12. 飾り物１個。13. カスタマーカード１枚。14. 紙袋等３袋。15. キーケース２個。16. キーホルダー２個。17. 金属片２個。18. 携帯電話機１台。19. ケース等４個。20. ゲームボーイ１台。21. 化粧入れ１個。22. 化粧筆３本。23. 現金等16,180円。24. コイン７枚。25. 香水１個。26. コナミカード１枚。27. 小物入れ等５個。28. コンタクトケース１個。29. 財布12個。30. 下着等10着。31. 紙片５枚。32. 写真２枚。33. 修理明細書１枚。34. 書類ケース等１個。35. ショルダーバッグ１個。36. スイカカード１枚。37. スーツカバー１個。38. スカーフ１枚。39. スクラッチカード等５枚。40. ストッキング１本。41. 宝くじ等11枚。42. チェーン４個。43. つり紐１本。44. 手提げバッグ10個。45. 手帳カバー等３個。46. テレホンカード等30枚。47. 電子辞書１台。48. 時計ケース１個。49. 時計部品６個。50. 時計ベルト４組。51. 布袋３袋。52. ネックレス19個。53. ノート型パーソナルコンピュータ２台。54. 箱等22個。55. バス回数乗車券１枚。56. バッグ等４個。57. ビデオカメラ１台。58. ビニールケース等１個。59. ビニール袋４袋。60. 封筒１枚。61. プラスチックケース２個。62. ブレスレット14個。63. ベルト１個。64. ペンダント等14個。65. ポーチ等10個。66. ポケットティッシュ入れ１個。67. 保証